横芝光町農業委員会８月第５回定例総会議事録

１．開催日時　令和３年８月６日(金)　午後４時～午後４時２５分

２．開催場所　横芝光町役場　第３会議室

３．出席委員　（１２名）

会　　長	４番	萩原　智夫		
会長職務代理者	２番	鈴木　忠夫		
委　　員	１番	宇井　久	３番	土屋　正明
	５番	大川戸　直美	６番	佐久間　正好
	７番	佐久間　幸子	８番	長峯　高明
	９番	越川　雅彦	１０番	行木　栄一
	１１番	小野　秀明	１２番	平山　雅英

４．欠席委員　　なし

５．農業委員会事務局職員

事務局長　　　　古作　健二

主幹兼農政班長　　林　　栄

６．議事日程

日程第１　議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第２　議案第１号

農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第３　議案第２号

令和３年度第５次農用地利用集積計画（案）の承認について

７．会議の概要

事務局	これより、令和3年8月(第5回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会　長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議　長	これより議事に入ります。 日程第1　議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしの声がありましたので、指名します。 5番　大川戸直美委員、11番　小野秀明委員にお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2　議案第1号　農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について　上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号　農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年8月6日提出　横芝光町農業委員会長　萩原　智夫 次のページをご覧ください。 今回の5条の許可申請は、2件です。 なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。 申請1件目の土地は、目篠字鉢田の畑、235㎡です。 自家用駐車場3台と板金用資材置場を目的に親子間で使用貸借権を設定するものです。譲受人は板金工事業を行っていますが、現自宅は2世帯同居で

自宅敷地内には機械室兼作業場、倉庫兼車庫などが併設され、大きめの板金については庭の空きスペースで作業している状況のため、同居家族の日常生活に支障が無いよう事業用地を拡張したいと申請がありました。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

なお、公図が2枚に分かれていますが、申請地の西隣に申請者の自宅があります。公図の1枚目に畑48㎡横芝光町とありますが、現況は道路です。公図の2枚目、宅地の東側に表示されている道ですが、土地改良後に道路が付け替えられ、実際には道はありません。実際の道路の現況は、位置図をご覧いただくとわかりやすいかと思います。

申請地は、篠原青年館の北、約30mの位置にあり、スクールラインに面しています。第1種農地と判断できますが、既存施設に隣接する土地への事業拡張で、既存敷地面積の2分の1を超えないため、例外として許可が見込まれます。

大利根土地改良区とは地区除外の協議が整っています。

申請地には、砕石を敷設し、南側隣接農地との間はブロック及びフェンスで仕切る計画で、雑排水はなく、雨水は敷地内浸透としています。また、隣接農地所有者へは説明済みで同意を得ています。工事期間は、令和3年9月15日から令和3年11月30日までを予定しています。

整地費とブロック及びフェンスの建設費は、譲渡人の自己資金により賄う予定ですが、金融機関の残高証明書により必要な資金が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請2件目の土地は、宮川字鶴巻の畑2筆、計710㎡です。

建築資材業を主とする譲受人が資材置場の拡張を目的に所有権移転をしようとするものです。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。申請地は、旧光給食センターの南東、約400mの位置にあり、乾草沼の近くにあります。

第1種農地と判断できますが、既存施設に隣接する土地への事業拡張で、既存敷地面積の2分の1を超えないため、例外として許可が見込まれます。

申請地は、土地改良の受益地にはなっていません。また、隣接する農地はありません。砕石を敷設する計画で、雑排水はなく、雨水は敷地内浸透としています。工事期間は、令和3年9月1日から令和3年12月31日までを予定しています。

土地購入費は、全額自己資金により賄う予定ですが、金融機関の残高証明書により必要な資金が確保されていることを確認しています。

	以上、議案第1号の説明とさせていただきます。
議　長	ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。 1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
１０番	10番　行木です。本件は、農地転用について土地改良区と協議が整っており、問題はありません。よろしくお願いします。
議　長	説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。
	（異議意見等なし）
議　長	ご意見等なければ、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
６　番	6番　佐久間です。現地を確認したところ問題はありません。
議　長	説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。
	（異議意見等なし）
議　長	異議、質疑等ございませんか。それでは、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 続いて日程第3　議案第2号　令和3年度第5次農用地利用集積計画(案)の承認について　上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号　　令和3年度第5次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和3年度第5次農用

地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。
令和3年8月6日提出　横芝光町農業委員会長　萩原　智夫

次のページをご覧ください。
今回の利用集積は、新規設定4件、再設定12件の合計16件です。
初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。
利用権を設定する農地ですが、
新規設定1件目は、鳥喰上字宮ノ前の畑、2，987㎡、期間は3年間です。
新規設定2件目は、篠本字桟敷の田2筆、計1，021㎡、期間は10年間です。
新規設定3件目は、篠本字桟敷の田2筆、計450㎡、期間は10年間です。
新規設定4件目は、篠本字桟敷の田、33㎡、期間は10年間です。
次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。
利用権を設定する農地ですが、
再設定1件目は、新井字矢掛、宝米字立町、字溝下、字谷原、字北の田9筆、計6，448㎡、期間は6年間です。
再設定2件目は、篠本字峯崎の田3筆、計2，042㎡、期間は10年間です。
再設定3件目は、篠本字古新田の田4筆、計1，529㎡、期間は10年間です。
再設定4件目は、篠本字桟敷、字新神野、字新八丁の田6筆、計6，230㎡、期間は10年間です。
再設定5件目は、篠本字峯崎の田、99㎡、期間は10年間です。
再設定6件目は、篠本字峯崎の田2筆、計1，983㎡、期間は10年間です。
再設定7件目は、篠本字峯崎の田、512㎡、期間は10年間です。
再設定8件目は、篠本字桟敷の田2筆、計1，524㎡、期間は10年間です。
再設定9件目は、篠本字峯崎の田、1，021㎡、期間は10年間です。
再設定10件目は、篠本字桟敷の田2筆、計899㎡、期間は10年間です。
再設定11件目は、篠本字桟敷の田3筆、計2，184㎡、期間は10年間です。
再設定12件目は、篠本字桟敷の田2筆、計812㎡、期間は10年間です。
なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。
以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議　長	ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。 　はじめに、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。 　(異議なしの声)
議　長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 　（挙手全員） 　賛成全員、よって新規設定については、原案のとおり決定いたしました。 　次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。 　(異議なしの声)
議　長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 　（挙手全員） 　賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。 　以上で　提案されました議案の審議はすべて終了しました。 　慎重審議ご苦労様でした。
事務局	以上をもちまして、令和3年8月(第5回)農業委員会定例総会を閉会します。